

京都市告示第 60 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業を指定しました。

平成 27 年 4 月 6 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社プラスバリューケア（代表取締役 浅田 弘一）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都府城陽市寺田樋尻 4 4 番地の 6 寺田駅前ビル 3 階

3 事業所の名称

あじさいのもり醍醐

4 事業所の所在地

京都市伏見区石田桜木 2 1 - 3 0 T's 桜木 1 F

5 指定する事業の種類

居宅介護，重度訪問介護，同行援護

6 指定年月日

平成 27 年 4 月 1 日

7 事業所番号

2 6 1 0 9 8 1 7 0 2

(保健福祉局障害保健福祉推進室)